

こうふ広域119



全国統一防火標語
その火事を
防ぐあなたに
金メダル



咲き誇れ！この街で
輝け！
消防女子

秋季全国火災予防運動
令和2年 11/9(月)～11/15(日)

女性消防士活躍中

消防というと男性の職場というイメージが強いと思いますが、消防の現場では女性が活躍することで、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、様々な場面で住民への対応力が向上し「より優しく親切丁寧な消防」として、住民に強い安心感を与えられることから、これまで以上に女性消防士の重要性は高まっています。

現在、甲府地区消防本部では、警防業務、救急業務、予防業務など様々な場面で、8名の女性消防職員が活躍しています。



警防業務

火災をはじめとする災害現場に駆け付け、ポンプ車、はしご車、水槽車、電源照明車など多くの車両や、資機材を駆使して火災や自然災害などの被害から地域住民を守っています。

災害対応時以外は、管轄する地域の地理・水利の調査や、火災防御訓練などを行い、災害に備えています。また、火災の原因調査や学校・事業所などの消防訓練指導を行い、火災予防にも努めています。



救急業務

救急現場で、救急救命士の国家資格を持つ隊員などが、けが人や急病人に適切な処置を行います。また、症状が重い人は、医師の指示を受けて気管挿管、静脈路確保、薬剤投与などの救命処置を行い医療機関に搬送します。

救急活動時以外は、的確な処置がスムーズにできるよう現場活動を想定したシミュレーション訓練を行い、病院前救護の質の向上を図っています。



予防業務

商業施設やホテル、事業所、危険物施設などで火災が発生しないよう適切な指導を行うとともに、万が一火災が発生しても被害を最小限に抑えることができるよう消防用設備等や避難経路などが消防法令等に適合しているか検査を行います。

また、建物の設計段階から、建築構造や消防用設備等が、各種法令に適合しているか審査や検査を行い、建物の安全確保に努めています。



本部業務

予算や人事、福利厚生に関すること、庁舎車両管理、情報システムの管理、消防広報など、ほかの自治体と同様、一般事務に関するもののほか、消防本部全体の運営が網羅できるよう多岐にわたる業務を行っています。

甲府地区消防本部では女性消防職員を増やすため、就職を控えている学生等に選択肢の一つとして含めてもらえるよう、女性でも活躍できる職場であることや、現在活躍している女性消防士がいることをPRするため、「咲き誇れ!この街で 輝け!消防女子」をキャッチフレーズに、次のようなPR活動を行っています。

● ラッピングカー



女性消防職員の募集をPRするため、火災予防業務などの広報指導時に動く広告塔として管内を走行しています。

● のぼり旗



現在活躍している女性消防職員をモデルとして、女性消防職員の募集をPRするため、中央署、南署、西署の玄関口に設置しています。

● PR動画(消防本部HPで公開準備中)

私たちの市・町の火災と救急統計

火災件数

令和2年上半期の火災件数は39件で、去年同期と比べ18件減少しました。また、火災による死者は、いませんでした。

出火原因は、放火(放火の疑いを含む)が6件と最も多く、次にたばこ、たき火、こんろが上位を占めています。放火が出火原因だと思われる火災は過去の統計からみても常に発生原因の上位に入っています。放火を防ぐためには、家のまわりを整理整頓し、段ボールなどの燃えやすいものを置かないこと。さらに、しっかりと戸締りを行い外部から簡単に進入できないようにすることなど、「放火させない環境」を作ることが大切です。

また、枯れ草の焼却、たき火を原因とした火災が多発しています。焼却の際には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守してください。

救急件数

令和2年上半期の救急出場件数は6,498件で、1日平均約36件出動しています。事故種別ごとに見ますと、急病が4,248件と最も多く、次に一般負傷が1,009件、転院搬送が500件となっています。急病の中には成人の突然死も含まれ、その主な原因は、急性心筋梗塞や脳卒中です。

急性心筋梗塞では「胸の真ん中に突然生じる痛み・締め付けられるような重苦しさ・圧迫感」などの症状があり、脳卒中では「体の片方に力が入らない・しびれる」「うまくしゃべれない」などの症状があります。その初期症状に少しでも早く気づいて119番通報し病院で治療を始めることが重要です。

また、心臓や呼吸が停止するような場合には、すぐにAEDや心肺蘇生法などの応急手当を実施することで、大切な命が助かる可能性が高くなります。

令和2年上半期(1月～6月)

火災件数 39件

救急件数 6,498件

※中央道6件・管外5件を含む。

甲府市

火災件数 25件
 焼損面積 187㎡
 損害額 4,107千円
 救急件数 4,571件

甲斐市

(旧双葉町を除く)

火災件数 4件
 焼損面積 5㎡
 損害額 384千円
 救急件数 1,000件

中央市

火災件数 8件
 焼損面積 395㎡
 損害額 15,414千円
 救急件数 510件

昭和町

火災件数 2件
 焼損面積 0㎡
 損害額 0千円
 救急件数 406件

火災原因の比較

区分	令和2年上半期	令和元年上半期
たばこ	4件	7件
放火(疑い含む)	6件	5件
たき火	4件	7件
火入れ	1件	5件
こんろ	3件	5件
電気機器	0件	2件
火遊び	1件	3件
ストーブ	1件	0件
配線器具	1件	1件
不明・その他(調査中を含む)	18件	22件
合計	39件	57件

火災件数等の比較

区分	令和2年上半期	令和元年上半期
火災件数	39件	57件
建物火災	20件	21件
損害額	19,905千円	52,596千円
焼損床面積	398㎡	545㎡
焼損表面積	189㎡	102㎡
死者	0人	1人
負傷者	6人	5人

救急件数等の比較

区分	令和2年上半期	令和元年上半期
救急出動件数	6,498件	7,347件
搬送人員	6,097人	6,908人

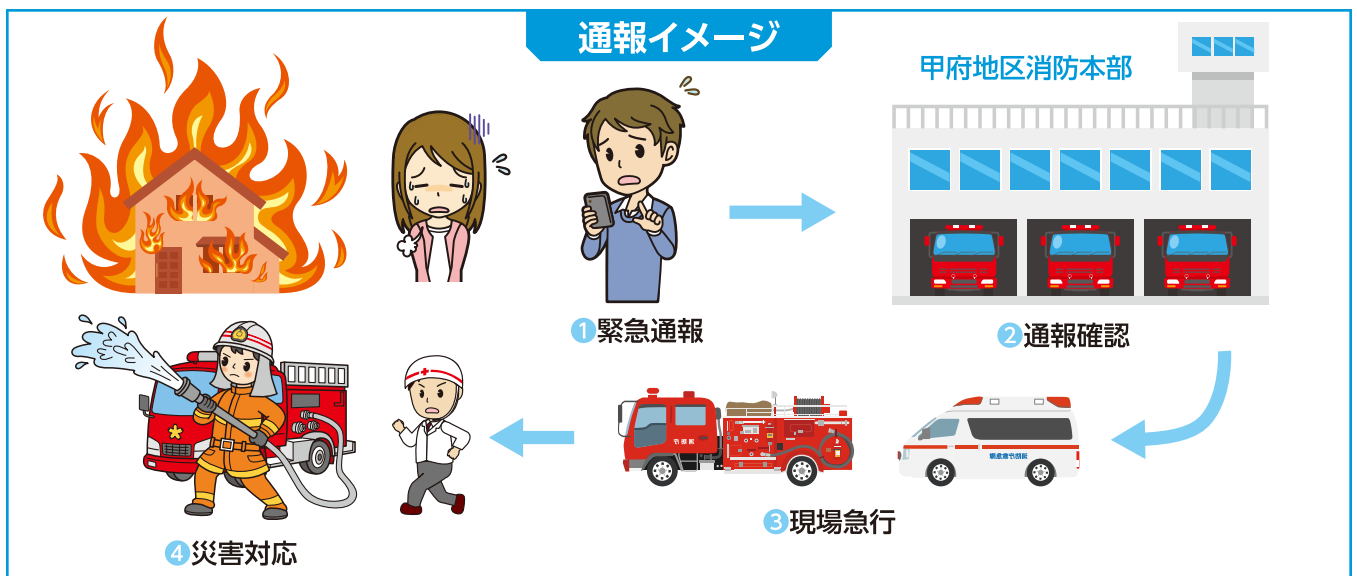
Net119緊急通報システムの運用開始について

Net119緊急通報システムとは

このシステムは、甲府市、甲斐市(旧双葉町を除く)、中央市、昭和町に在住又は在勤・在学されている方で、聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報の困難な方を対象に令和2年10月1日から運用を開始したシステムです。

事前登録した情報やGPSの位置情報から通報場所を特定し、チャット機能により、お持ちのスマートフォンや携帯電話等の画面操作だけで消防機関へ素早く通報できるシステムです。

通報は、携帯通信端末からインターネットを利用して、画面に表示されるボタンを押すことで可能となります。



甲府市、甲斐市(旧双葉町を除く)、中央市、昭和町以外から通報した場合、通報した場所を管轄する消防本部につながります。(ただし、通報した場所を管轄する消防本部がNet119緊急通報システムを導入している場合に限りです。)

利用いただける方の条件、登録方法及び注意事項等につきましては、消防本部のホームページをご確認ください。

救急車の適正利用にご協力を!

救急車は限りある資源
**救急車の適正利用に
ご協力ください!**

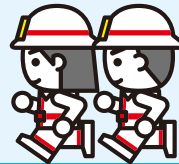
こんな時は迷わず**119番**



「救えるはずの命」を救うために!!

甲府地区消防本部の管内では、年々救急車の要請が増えています。しかし、実際に救急車で病院に搬送される方のおよそ半数は入院を必要としない軽症の方です。「救急車は早く病院に着けるから」「タクシーはお金がかかるから」といった理由で救急車を利用されますと、本当に緊急を要し救急車が必要な方への対応が遅れて、その結果、救命率に影響が出る恐れがあります。

「救えるはずの命」を救うために救急車適正利用を呼びかける、マグネットシートを全救急車の側面に貼付しています。救急車は限りある資源です。救急車の適正利用についてご協力をよろしくお願いいたします。



確認しよう! 救急車の正しいご利用方法は、コチラから!

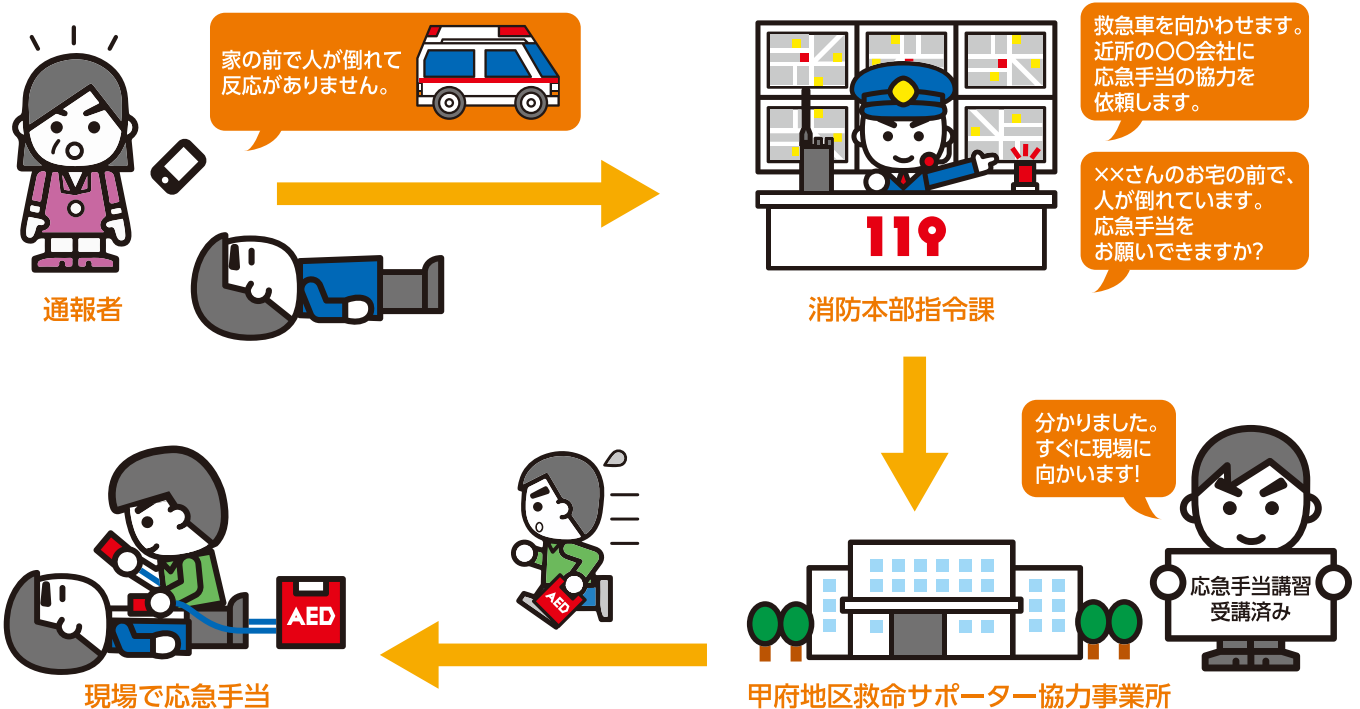
甲府地区救命サポーター

～圏域住民と協力しAEDの利用推進と救命率向上を図る～

甲府地区消防本部管内に設置されているAEDを有効活用して、突然心停止に陥った人を圏域住民と協力し救命する新たな取組みとして『甲府地区救命サポーター』事業を令和2年4月1日より実施しています。甲府地区救命サポーター協力事業所の近くでAEDが必要とされる急病人等が発生した場合に、指令課職員が1「AEDの貸し出し」、2「AEDを届け使用」、3「応急手当(心肺蘇生法等)」を甲府地区救命サポーター協力事業所へ電話又はFAXで依頼します。

***AEDを含めた応急手当を早期に開始することで、さらなる救命率の向上が期待されます。**

甲府地区救命サポーター協力事業所のイメージ図



只今、甲府地区救命サポーター協力事業所を募集しています!

問い合わせ先 ▶▶ 甲府地区消防本部 救急救助課 055-222-1192

あなたの命と財産を火災から守る「住宅用火災警報器」の設置は法律で義務付けられています。



住宅用火災警報器を設置すると

- ▶ 死者発生数が4割減
- ▶ 焼損床面積、損害額は概ね半減

住宅用火災警報器の設置率

全国	82.6%
山梨県	81.1%
当本部管内	82.5%

令和2年7月1日現在

住宅用火災警報器設置促進に伴う訪問活動実施中!!

当消防本部管内の住宅用火災警報器の設置率は、例年全国平均を下回っていましたが、今年度の調査結果では、概ね全国平均値となりました。今後も設置率の向上と併せ、既に設置されている住宅には適正に維持がなされるよう、活動を実施してまいります。

- ◎ 身分証を携帯した消防職員又は普及員がマスクを着用してお伺いします。
- ◎ 住宅用火災警報器の設置状況や維持管理状況等についてお尋ねします。
- ◎ 住宅用火災警報器の販売をすることは絶対にありません。



設置する場所

住宅用火災警報器は、基本的に寝室と寝室がある階の、階段上部に必要です。住宅の階数等によっては、その他の箇所にも必要になる場合があります。また、台所への設置を、推奨しています。

詳しくはホームページをご覧ください。最寄りの消防署にお問い合わせください。

購入できる場所

住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンター等で購入できます。「煙式」をお選びください。台所に設置する場合は、蒸気等による誤作動防止のため、「熱式」のものが適しています。複数箇所に設置する場合は、1つの警報器が火災を感知すると全ての警報器が連動して鳴動する連動型の警報器も有効です。

取付支援事業

住宅用火災警報器の設置が困難な高齢者世帯などを対象に消防職員がお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。消防署では住宅用火災警報器は販売していませんので申込者ご自身で用意していただき、お近くの消防署にお申込みください。(取付けは無料です。)

本体の交換と定期点検

住宅用火災警報器には電池が入っています。電池が切れると作動しなくなりますので、定期的に点検用のボタンやひもにより作動確認をお願いします。電池寿命はおおむね10年です。機器本体も老朽化しますので、取り付け後10年を目安に住宅用火災警報器の交換をお願いします。

【お申込み・お問合せ】

☆ 消防本部予防課
☆ 中央消防署

TEL 055-222-1291
TEL 055-254-9119

☆ 南消防署
☆ 西消防署

TEL 055-233-1499
TEL 055-276-3825

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

消毒用アルコールには「危険物」に該当するものがあります。

一般的に「危険物」とは、火災発生の危険性が大きいもの、火災拡大の危険性が大きいもの、消火の困難性が高いものを指します。消毒用アルコールをご購入の際は、商品ラベル等をご確認いただき、「危険物」の表示のあるものは、次の事項に注意し取り扱いをお願いします。

- ◆ 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- ◆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- ◆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与える等しないこと。
- ◆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

新型コロナウイルスの感染防止対策で設置する「飛沫防止用シート」の火災にご注意を!!

一般的な「飛沫防止用シート」は非常に燃えやすいので注意が必要です!

- ◆ 火気や熱を発生する機器から距離をとる。
- ◆ 火災感知器やスプリンクラーの近くに設置しない。
- ◆ 誘導灯を隠さない。避難通路に設置しない。
- ◆ 飛沫防止に必要な分を設置する。
- ◆ 燃えにくい素材のものを選ぶ。
- ◆ 同じ素材なら板状のものを選ぶ。



事業所等の増改築・模様替えをする場合 又はテナントに入居する場合は事前に相談を!

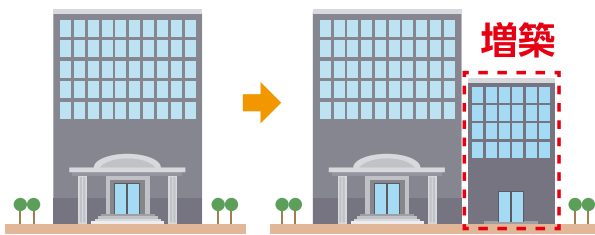
消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等は、建物の用途、面積、構造、開口部の種類などにより設置義務が変わります。

もし、事前相談をせずに建物の増改築や建物同士の接続、使用用途の変更などを行った場合、新たな消防用設備等の設置、工事のやり直し、増改築部分の取り壊しなど、想定外の出費となることがあります。

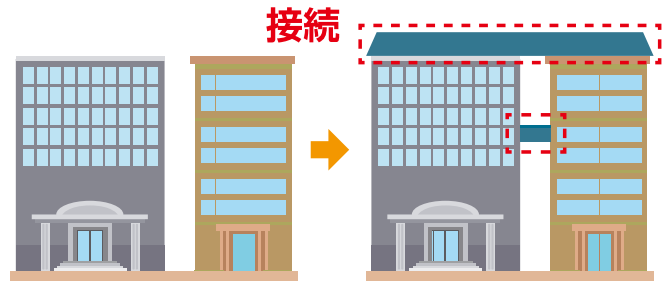
増改築や使用用途の変更等をお考えの方は、事前に管轄消防署へご相談ください。

次のような場合は相談が必要です

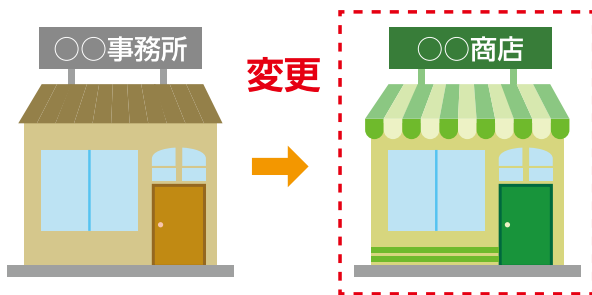
1 増改築を行う場合



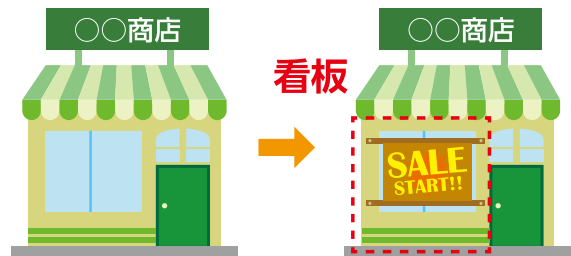
2 隣接建物と接続などを行う場合 (屋根や渡り廊下などで接続)



3 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設など の用途に変更又は新たに入居する場合



4 窓等の開口部を看板や物を置いて塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合



建物を新たに使用する前に届出が必要な場合があります!

この届出は、建物を使用する前に消防法令の適合状況を事前に審査・検査することで、関係者や利用者が建物を安全に利用できるようにするためのものです。事前相談を行っている場合も、使用開始前の最終確認のため届出が必要です。

事業主は建物の使用を開始する7日前までに「防火対象物使用開始届出書」を管轄消防署へ提出してください。提出する様式については、ホームページをご覧ください(http://www.kfd.or.jp/?page_id=4852)。

【相談先・提出先】

☆中央消防署予防係 TEL055-254-9119

☆南消防署予防係 TEL055-233-1499

☆西消防署予防係 TEL055-276-3825



防火対象物使用開始届出書

各種活動の紹介

2020/6/2

予防

第4回予防業務優良事例表彰の受賞(消防庁長官賞)

▶▶ 甲府地区消防本部



予防業務優良事例表彰とは、全国の消防本部における予防業務の取組のうち、他団体の模範となるものについて表彰するもので、平成28年に総務省消防庁で創設された制度です。本年度、当消防本部は最高位の消防庁長官賞を受賞しました。

2020/6/8

予防

危険物安全週間に伴う立入検査

▶▶ 甲府地区消防本部管内



令和2年度危険物安全週間の一環として、危険物施設への立入検査を実施しました。危険物に関する事故の発生を防止するため、危険物の保安の確保の重要性について周知を図り、関係者の危険物への保安に対する意識の高揚を促しました。

2020/6/19

救助

水難救助訓練

▶▶ 山梨県消防学校



洪水発生時の避難行動として救命ボートを使い、建物からの人命救助などを想定し、消防隊員の水難救助技術の向上を目的に訓練を実施しました。

2020/9/9

救急

救急功労者表彰

▶▶ 甲府地区消防本部



9月9日の「救急の日」において、甲斐市内で発生した救命事案について、現場に居合わせた、若月正武さん、若月勇磨さん、石川絢佳さんが、迅速かつ的確な119番通報と救命処置を行い、要救護者を蘇生に導いた功労に対し、表彰を行いました。

イベント インフォメーション

❖ 秋季全国火災予防運動 令和2年11月9日㊦～11月15日㊧

- 11月 8日㊦ 総合消防訓練
- 9日㊦ JR甲府駅街頭啓発
- 10日㊦ 危険物輸送車両等の立入検査

❖ 第93回甲種防火管理新規講習

- 日時 令和2年11月16日㊦・17日㊦ 午前8時50分～午後4時50分
- 場所 甲府市蓬沢一丁目15番35号「山梨県自治会館」 定員50名
- ※お問い合わせは、予防課査察企画係 (Tel.055-222-1284)

イベントの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、実施します。
※例年実施していた、県民の日記念行事「消防まつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。
また、他のイベントについても縮小しております。ご理解ご協力をお願いいたします。